

高森町情報通信施設整備事業について

高森町では平成25年度から26年度にかけて情報通信基盤整備事業により町内全域に光ファイバー網を整備しました。平成27年4月からは光ブロードバンドサービスやT・P・Cによる映像サービスを開始し、都市部との情報格差の解消や町内全域への行政情報のわかりやすい提供が可能となりました。

昨年8月に、将来の高森町における高齢化や人口減少への対応、情報通信施設利用の有料化を見据え、高森町情報通信施設利用検討委員会を設置しました。委員会では、情報通信施設を活用した情報発信・情報共有の最適な方法を検討し、昨年12月に高森町情報通信施設利用の今後のあり方に関する提言書が高森町長に提出されました。

提言項目6つは次のとおりです。

高森町情報通信施設利用の今後のあり方に関する提言

【提言1】

町は、情報通信基盤利用の現状と課題について分かりやすく丁寧に様々な手段で繰り返し住民へ説明を行い、事業が置かれた現状への理解を求めること

【提言2】

事業者は、企業努力により光ブロードバンドサービスの加入促進に努め、事業経営基盤を安定させて、提供サービスの充実及び長期にわたる安定的な事業継続を図ること

【提言3】

町は、国の過疎対策事業債等の財政措置が活用できる限り利用者負担を求めないことが望ましい

【提言4】

町は、利用者負担を求める場合には、地デジ難視聴地域の取り扱いに留意し、年度の予算計上や基金等の創設など、難視聴対策の継続に必要な財源を確保すること

【提言5】

町は、情報提供サービスの双方向化について、検討を行うこと。ただし、費用対効果や利用者の利便性を十分に考慮すること

【提言6】

町は、利用者負担を求めるか否かにかかわらず、情報通信技術を用いた住民の生活向上を図るため、情報提供サービスの充実など、情報通信基盤の利用活用を推進すること

この提言を受け、町は町民の皆様へ情報通信基盤施設利用の現状と課題について正確に理解を深めていただくため、5回に分けて事業内容について説明します。T・P・Cの中でも情報通信基盤整備についての番組を設けて、草村町長と町職員が出演し、分かりやすく説明していきますので、併せてご覧ください。

第1回 情報通信基盤導入に至った経緯や費用について

第2回 情報通信基盤施設利用に係る経費とその効果について

第3回 情報通信基盤整備事業における光ネットワークの役割について

第4回 難視聴対策について

第5回 今後の情報通信基盤施設利用について

問 政策推進課 政策企画係

☎62-1111 (内線155)

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている皆様へ

8月は年に一度の保険証の切替え月となります。7月中に新しい保険証を書留にて郵送いたします。本年度の保険証の色は次の通りです。

【国民健康保険証】

クリーム色 → みどり色

【後期高齢保険証】

青色 → 黄色

社会保険に加入された方は役場に届出が必要です。認め印・保険証（国保・社保両方）を持参されてください。郵送での手続きも可能です。

問 健康推進課 国民健康保険係
☎62-1111 (内線126)

国民年金保険料の免除・納付猶予の期間がある方へ



保険料の後払い(追納)をオススメします！

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例などの承認を受けた期間がある場合、老齢基礎年金（65歳から受け取る年金）を満額受け取ることができません。（受け取る年金が少なくなります。）

10年以内であれば、古い月の分からさかのぼって納付（追納）することにより、老齢基礎年金額を増やすことができるほか、社会保険料控除により所得税・住民税が軽減されます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

また、一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。

問 住民福祉課 福祉係 ☎62-1111 (内線133)